

齒科保健課

1. 8020運動推進特別事業に関する考え方について

【概要】

○8020運動推進特別事業については、先に開催された行政刷新会議において「見直し、新政権の政策に沿って、予算規模、事業内容、使われ方等々含めて検討していく。」とされたことを受けて、現時点での考え方を整理したところ。

【事業見直しのポイント】

①8020運動推進特別事業検討評価委員会の設置について

- (1) 都道府県直営とする（外部委託は認めない）。
- (2) 歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）とする。
- (3) 外部委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うこととする。

②事業内容について

- (1) 都道府県が主体的に事業を実施する。

※関係団体等への事業の委託は、8020運動推進特別事業検討評価委員会で検討・決定された事業に限るものとし、委託の理由、費用の内訳等について提出する。

- (2) 事業内容については、地域の実情に応じて、次に掲げる事業（政策的事業）の中から1以上の歯科保健事業を計画的に行うものとする。

<政策的事業1>

- ア フッ化物洗口や歯周病予防のためのブラッシング指導等、歯科疾患予防に関する事業
- イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備に関する事業
- ウ 要介護者等や障がい者（児）を対象とした口腔ケアや咀嚼・嚥下の機能維持等、口腔機能向上に関する事業
- エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業
- オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護事業所・施設職員等の専門職種に対する研修事業
- カ 歯科疾患予防や生活習慣等に係る調査研究事業

<政策的事業2>

- キ その他地域における医療連携等、喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

- (3) 上記ア～キ（政策的事業）に該当しない事業については、「その他事業」とする。

- (4) なお、以下の事業については、原則として補助対象としない。

- ア 他の国庫補助事業に該当する事業
- イ 広報啓発資料または物品の作成・配布に関する事業
- ウ 大会やイベントに関する事業
- エ その他、費用対効果の低い事業

③補助率等は以下のとおりとする。

- ・政策的事業1 …… 基準額上限 10,000 千円（補助率 10/10）
- ・政策的事業2 …… 基準額上限なし（補助率 10/10）

※自都道府県の創意工夫を凝らした事業であり、他都道府県においても先駆的な事業

- ・その他事業 …… 基準額上限 2,000 千円（補助率 1/2）

2. 在宅歯科医療連携室整備事業について

【目的】

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図ることを目的とするものである。

【事業の実施主体】

この事業の実施主体は都道府県とする。

【事業内容】

この事業の内容は、都道府県が行う（１）及び（２）の事業とする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

（１）在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置する。なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には以下の点に留意すること。

- ・在宅歯科医療連携室の設置に関しては、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。
- ・在宅歯科医療連携室の運営に関しては、住民や他団体（職種）を含めて定期的に検討や評価を行うこと。

（２）地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。

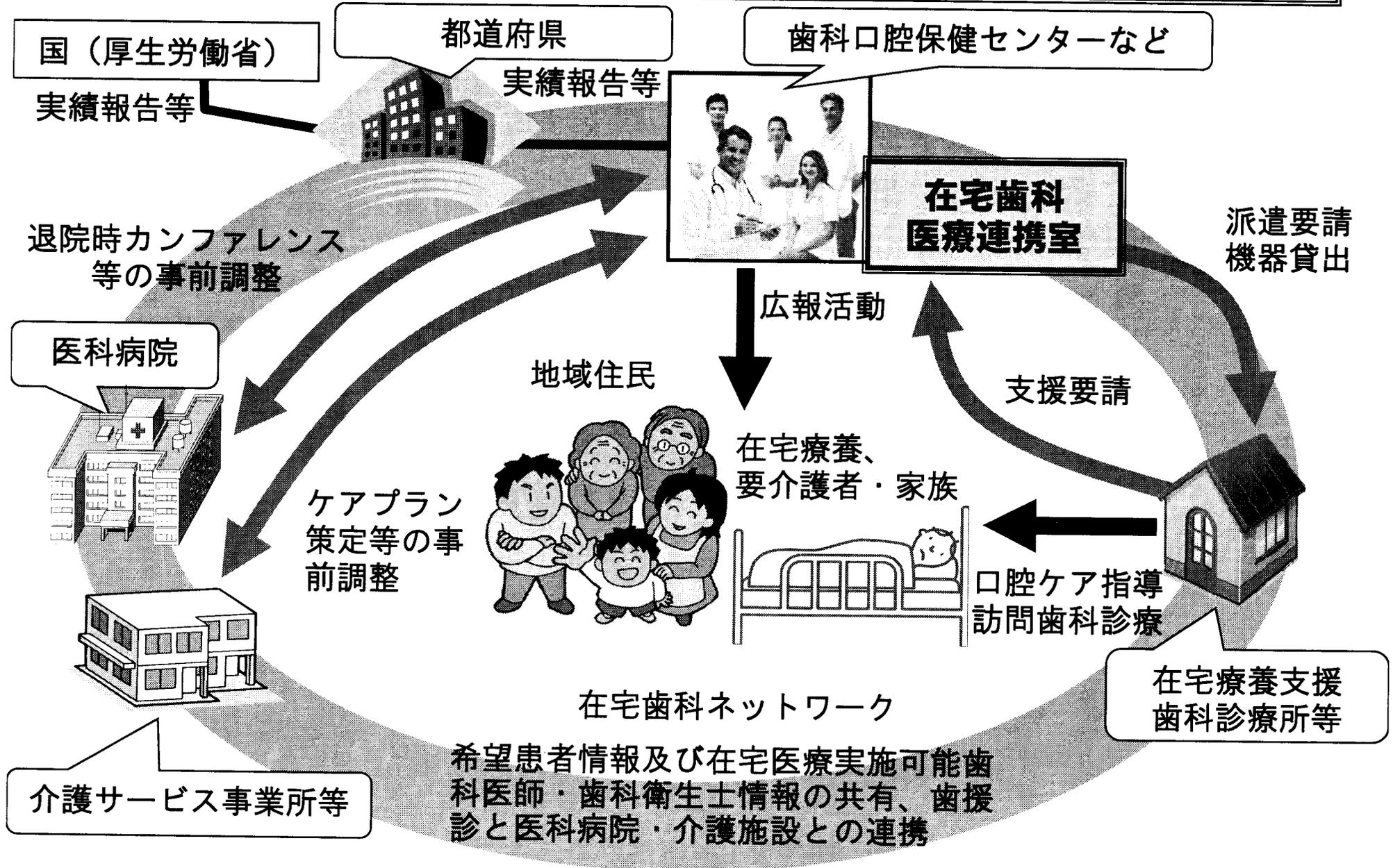
- ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務
- イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務
- ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務
- エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務
- オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業

【補助金額・対象経費】

補助金額：1都道府県あたり 8, 167千円

補助対象経費：給料、賃金、旅費、需用費（会議費）、使用料及び賃借料、医療機器の購入費、委託料（上記に該当するものに限る）

在宅歯科医療連携室整備事業イメージ



3. 歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書（概要）

「歯・口の健康と食育～噛ミング30（カミングサンマル）を目指して～」

平成21年7月13日

1 はじめに

- ・食を通して健康寿命を延伸するためには、その基盤となる小児期から高齢期に至るまで食べる器官である口腔の健康と関連させて健康づくりの視点から「食育」を推進していくことが重要である。
- ・地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標として、「噛ミング30（カミングサンマル）」というキャッチフレーズを作成し、歯科保健分野からの食育を推進することが望まれるとの意見の集約をみた。

2 食育推進の背景

(1) 食育推進の必要性

- ・近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年6月に食育基本法が公布された。「食育」の基本的な理念として、健全な食生活の実践による心身の健康の増進や豊かな人間性のはぐくみが掲げられており、家庭・学校・地域などにおける国民の主体的な取り組みの推進が期待され、各府省においても様々な観点から食育推進の取り組みが行われている。

(2) 歯科保健の立場から食育を推進していくことの必要性

- ・近年の歯科保健を取り巻く状況を踏まえると、現在のう蝕や歯周病などの改善を主眼に置いた対策に加え、「食べ方」の支援など、「食育」への関わりや、高齢者への誤嚥や窒息防止に重点を置いた対応を図っていくことが一層求められている。

3 食育推進に向けた今後の取り組み

(1) 各ライフステージにおける食育推進の在り方

- ・歯科保健の領域で推進される食育の中核は、「口」から摂取する食品に応じた咀嚼と嚥下を行う「食べ方」にある。十分に歯・口を使う「食べ方」を通じた食育への拡がりや、身体の栄養のみならず味わいや心のくつろぎ、表情の表出など多面的である。このような拡がりを意識した「食べ方」支援を中心に据えた食育を推進する取り組みが歯科保健の領域の課題と考えられる。
- ・各ライフステージにおける食べ方の支援には、小児期では、歯・口の機能の発達状況に応じた支援、成人期では、食べ方による生活習慣病対策に関わる支援、高齢期では、口腔機能の維持の支援や機能減退による誤嚥・窒息の防止を始めとする安全性に配慮した支援など、各ステージに応じた食べ方の支援が必要とされている。
- ・さらに近年は、食品自体が多様性に富んできていることを考慮して、食品の物性に応じた食べ方支援も必要とされている。

(2) 関係機関（職種）における歯科保健と食育の推進方策

- ・各関係機関において、それぞれの目的に応じて作成された様々な資料や媒体等は、各関係機関や各府省の枠にとらわれずに横断的に活用していくことが望ましい。
- ・これまで食育に関して主体的な役割を担ってきた管理栄養士や栄養教諭などの関係職種や、食生活改善推進員などのボランティア団体については、歯科医師及び歯科衛生士と積極的に連携を図り、例えば、離乳期の歯・口の機能の発達を育む「食べ方」の支援などを行っていくことが重要である。
- ・家庭に対するサポート体制と地域連携の在り方については、食にかかわる地域で生活する住民や職種が、それぞれの専門性の一部を共有しながら食育を推進していくことが望まれる。【図1参照】

(3) 新たな視点を踏まえた歯科保健対策の推進

- ・今後の歯科保健対策のあり方については、近年の少子高齢化の進展や国民のニーズなどを的確に把握し、う蝕予防にとどまらず、高齢者に対する歯科保健対策や食育に関する取り組みなど、幅広く検討を進めていくことが望ましい。なお、引き続きう蝕予防は重要であるものの、乳幼児のう蝕有病者率が大きく改善しており、「母と子のよい歯のコンクール」については、当初の事業目的が達成されたことから、その在り方について見直していくことが望まれる。
- ・歯科保健の立場から食育を推進していくために、指導者の養成・確保を行っていくことは重要である。このため、既存の歯科保健事業などを活用しつつ、食育を推進するための保健医療関係者などの教育・研修の充実に加えて、歯科保健の土台である「食べ方」を中心とした食育推進のための人材を育成することが必要である。
- ・母子歯科保健においては、乳幼児期から食べる器官である口の健康づくりを基にした、「のみ方、噛み方、味わい方」などの「食べ方」の機能発達を促す食育支援が、高齢者に対しては、誤嚥・窒息防止などの対策を重点的に行っていくことが重要である。

4 おわりに

- ・各職種や各団体は、広く国民運動として推進されている食育に対して、歯・口の健康と「食べ方」の支援など、歯科保健の立場からも積極的なアプローチを行っていくことで食育を広く推進していくための一助となることが期待されている。
- ・今後、歯・口の健康に根ざした食べ方からの食育推進を広く展開するため、「噛ミング30（カミングサンマル）」運動があらゆる分野に拡がることにより、8020（ハチマルニイマル）運動が一層推進されることを期待したい。

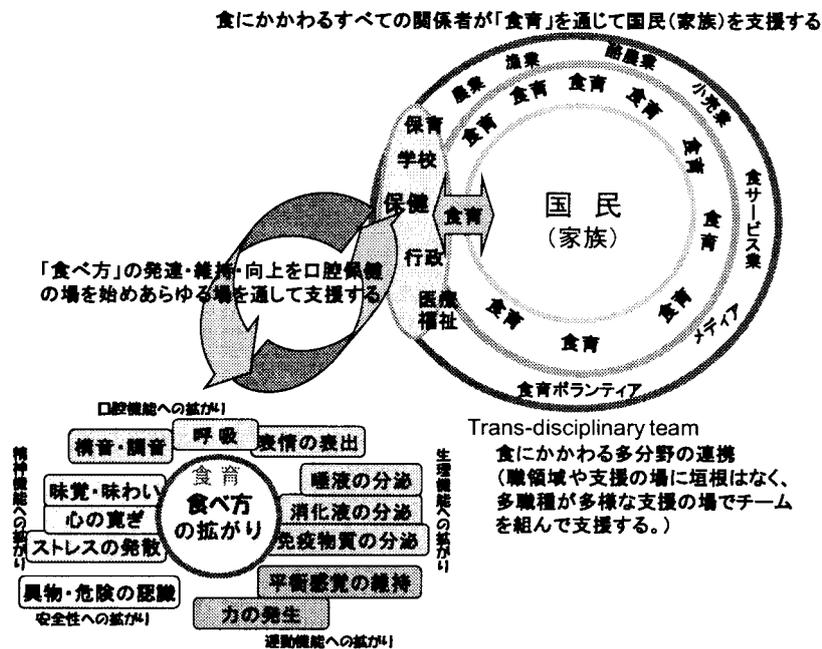


図1 食べ方の食育への拡がりとお口保健・食に関わる多分野の連携

4. 歯科医師臨床研修に関する省令等の見直しについて

1. 基本認識

- 平成18年から必修化された歯科医師臨床研修において、研修歯科医もしくは臨床研修施設に関する問題が散見されている。制度の運用上、また、歯科医師の資質向上の観点からも、これらの問題を把握し、改善策を講じていくことが必要である。
- 平成19年1月に「歯科医師臨床研修推進検討会」を設置し、歯科医師臨床研修制度に係る諸課題について検討を重ね（平成19年1月～平成20年12月）、平成20年12月に第1次の報告書が取りまとめられた。
- 上記報告書に基づき、平成21年2月に医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会において意見書がまとめられ、制度改善の方向性が示された。
- 平成22年12月に「歯科医師臨床研修推進検討会 第2次報告」が取りまとめられた。

2. 概要

1. 臨床研修施設群方式の推進…新たな臨床研修施設の活用、臨床研修施設間の連携の強化、指定要件の変更、申請様式の簡素化

- ・豊富な臨床経験がある指導歯科医が在籍する歯科診療所等、在宅・へき地歯科医療を実施する歯科診療所等を「連携型臨床研修施設(仮称)」として積極的に活用
- ・プログラム責任者及び研修実施責任者が協議して策定した計画に従って、施設間連携、情報共有の研修プログラムの目的にあった研修スケジュールを設定することが可能(グループ化)等

2. 研修管理委員会の機能強化…運営指針の策定、施設間の情報共有の充実、指導を行う歯科医師等への資質向上策

- ・研修の進捗状況の把握及び研修期間中の問題に迅速に対応するため、研修管理委員会は運用指針を策定
- ・協力型臨床研修施設の並行申請状況の把握のため、施設間の情報共有を充実、指導を行う歯科医師等への研修会開催

3. 歯科医師臨床研修制度に対する理解の推進…国民、医療関係者に対する国・歯科医師会・学会からの周知

4. その他…生涯研修の充実、研修歯科医採用のあり方、D-REISの充実

3. 今後の予定

- 歯科医師臨床研修の見直し省令に関するパブリックコメント募集(H22.1以降予定)、新たな制度に基づく研修プログラム運用開始(H23.4)

5. 歯科医師需給問題について

<経緯>

- ① 昭和61年 : 「歯科医師の需給に関する検討会」意見を受け、入学定員は概ね20%削減。
- ② 平成10年度 : 同検討会において、さらに10%程度の新規参入歯科医師数の削減を提言するも1.7%の削減に留まる。
- ③ 平成18年8月 : 文部科学・厚生労働両大臣が確認書をかわし、今後の方向性が示されたところ。

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

(1) 歯学部定員については、各大学に対して更に一層の定員減を要請する。

(2) 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

平成18年8月31日

文部科学大臣 厚生労働大臣

(1)の歯学部定員については、文部科学省が再三にわたり、定員削減を要請

・平成21年1月末: 「歯学教育の改善・充実にに関する調査研究協力者会議」が入学定員の問題等に関する第1次報告がとりまとめられたところ。

(報告書抜粋) 歯科医師として活躍し得るなどの将来性を考え、以下の大学については入学定員の見直しを検討

- ① 入学の選抜機能が低下し優れた入学者の確保が困難な大学
- ② 歯科医師国家試験合格率の低迷する大学
- ③ 学生に対する臨床実習に必要な患者数の確保が困難な大学
- ④ 留年(修業年限超過)の学生の多い大学

・平成21年度の歯学部入学定員は、2,624人と前年度から33人減(私立大学1校が削減)、ただし、入学者数は、2,484人。

※定員割れがもっとも顕著な大学では、入学定員96人に対して入学者数53人(45%の欠員)

(2)の歯科医師国家試験については、厚生労働省が、

・平成19年12月: 歯科医師国家試験改善検討部会報告書をまとめ、平成20年度に歯科医師国家試験出題基準を改定。

平成22年実施の試験より新しい合格基準が運用される見込み。

※直近(平成21年2月)の歯科医師国家試験合格率は、67.5%(受験者数:3,531人、合格者数2,381人)

・平成21年度 : 公私立歯科大学において、歯学部生および卒業生に対して進路相談等に関する事業を実施。(歯科医師臨床研修支援事業)

写

6. 国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて

平成 17 年 9 月 8 日

医政歯発第 0908001 号

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局歯科保健課長



国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて

歯科医療の用に供する補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士（以下「有資格者」という。）が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された指示書に基づき有資格者が作成しているところであり、厚生労働省では、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成 17 年 3 月 18 日付け医政発第 0318003 号厚生労働省医政局長通知）において、歯科技工所として遵守すべき基準等を示し、歯科補てつ物等の質の確保に取り組んでいるところです。

しかしながら、近年、インターネットの普及等に伴い、国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入（輸入手続きは歯科医師自らが行う場合と個人輸入代行業者に委託する場合があります。）し、患者に供する事例が散見されています。

歯科技工については、患者を治療する歯科医師の責任の下、安全性等に十分配慮したうえで実施されるものですが、国外で作成された補てつ物等については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でなく、また、我が国の有資格者による作成ではないことが考えられることから、補てつ物等の品質の確保の観点から、別添のような取り扱いとしますので、よろしく御了知願います。

別 添

歯科疾患の治療等のために行われる歯科医療は、患者に適切な説明をした上で、歯科医師の素養に基づく高度かつ専門的な判断により適切に実施されることが原則である。

歯科医師がその歯科医学的判断及び技術によりどのような歯科医療行為を行うかについては、医療法(昭和23年法律205号)第1条の2及び第1条の4に基づき、患者の意思や心身の状態、現在得られている歯科医学的知見等も踏まえつつ、個々の事例に即して適切に判断されるべきものであるが、国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供する場合は、患者に対して特に以下の点についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意を得るとともに、良質かつ適切な歯科医療を行うよう努めること。

- 1) 当該補てつ物等の設計
- 2) 当該補てつ物等の作成方法
- 3) 使用材料(原材料等)
- 4) 使用材料の安全性に関する情報
- 5) 当該補てつ物等の科学的知見に基づく有効性及び安全性に関する情報
- 6) 当該補てつ物等の国内外での使用実績等
- 7) その他、患者に対し必要な情報

7. 設置主体別歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士教育機関数、入学定員数

平成21年4月現在

歯 科 医 師			歯 科 衛 生 士						歯 科 技 工 士							
設 置 主 体	歯科大学 (歯学部)	定 員	設 置 主 体	養 成 施設数	課 程 別				定 員	設 置 主 体	養 成 施設数	課 程 別				定 員
					課 程 数	4 年 制	3 年 制	2 年 制				課 程 数	4 年 制	3 年 制	2 年 制	
(文科省所管)	29	2,624	(厚労省所管)	134	139(5)	0	90(5)	49	7,037(250)	(厚労省所管)	48	50(4)	0	6(4)	44	1,928(132)
国立大学法人	11	625	都 道 府 県	12	12	0	4	8	399	都 道 府 県	5	5	0	0	5	95
都 道 府 県	1	95	社 団 法 人	42	43(1)	0	36(1)	7	2,164(60)	社 団 法 人	21	23(4)	0	4(4)	19	769(132)
学 校 法 人	17	1,904	(うち歯科医師会)	38	38	0	34	4	1,824	(うち歯科医師会)	16	16(2)	0	2(2)	14	349(37)
			医 療 法 人	6	6	0	0	6	374	医 療 法 人	1	1	0	0	1	50
			学 校 法 人	70	74(4)	0	48(4)	26	3,940(190)	学 校 法 人	16	16	0	2	14	835
			財 団 法 人	4	4	0	2	2	160	財 団 法 人	5	5	0	0	5	179
			(文科省所管)	29	29	6	18	5	1,647	(文科省所管)	11	11(1)	1	1(1)	9	400(35)
			国立大学法人	4	4	4	0	0	82	国立大学法人	4	4	1	0	3	80
			(うち大学)	4	4	4	0	0	82	(うち大学)	1	1	1	0	0	20
			都 道 府 県	5	5	2	1	2	175	都 道 府 県	0	0	0	0	0	0
			(うち短期大学)	3	3	0	1	2	120	(うち短期大学)	0	0	0	0	0	0
			学 校 法 人	20	20	0	17	3	1,390	学 校 法 人	7	7(1)	0	1(1)	6	320(35)
			(うち短期大学)	12	12	0	11	1	1,030	(うち短期大学)	2	2	0	0	2	150
計	29	2,624	計	163	168(5)	6	108(5)	54	8,684(250)	計	59	61(5)	1	7(5)	53	2,328(167)

※():夜間・内数